

去年年々しり多敷女工諸君をクワシ法として然い工場の中へ泊泊させて飯とないが
 水で一日中ツキ使つて夕夕五丁の目録を大 我々松井足袋従業員はかゝる極悪業
 力の無き者の攻撃と對しては先をトして最後迄戦ふが
 我々松井足袋従業員はかゝる極悪業の戦ひな
 可成痛甚し、我々を去之とする時必し正しき我々の敵を諸君は支援してくれ
 我々は今ストライキを宣付くたあたりで諸君の援助を求むると其の最後は必し進む
 ことと諸君に誓言する

解雇即時取消せし、
 組合加入の自由を認め、
 退職手当を決定せし、
 福利の増進を怠らざらん、
 斗争基金の両と降らせらん、
 一九三〇年八月二二日 松井足袋工場争込団 啓

5. 9. 1
 年 1609

警視第二九二六號

昭和五年八月廿九日

警視總監 丸山 鶴吉

松井足袋工場 議藏 殿
 社會局 長官 殿
 各 藩 府 縣 長官 殿

北海道 釧路 大 坂 神 奈 川
 其 他 支 知 縣 國 務 局

合名會社松井足袋工場争議後之控ケル
 争議団ノ声明書ニ関スル件

上記會社争議解決ニ関シ既報(八月廿六日第廿八八四
 號)ノ処置定ノ如ク詳圖式奉行後別記ノ如キ声明書並ニ争議費
 用収支決算報告書ヲ干渉方面ニ発送セリ 従来本組合系ニ於ケ
 ル費用、収支ニ就テハ支連明カラサルモノアリテ他系組合ニ